

荒川将来像計画 2010

地区別計画

〔北区〕

荒川の将来を考える協議会

まえがき

荒川は、北区岩淵で荒川のもともとの流れであった隅田川を分派し、放水路として新しく開削された流路を流れ東京湾に注いでいます。その分派点に設置されている岩淵水門は、洪水時に水門を閉ざし洪水流を全て荒川（放水路）に流し、東京の下町を洪水の被害から守るなど、まさに荒川下流部の治水の要の役割を担っています。

そのほか、区内には新河岸川、石神井川なども流れ、北区の発展はこれら川の流れに沿って繁栄してきました。中でも、区の北縁を流れる荒川の広大な空間は、豊かな自然とともに、スポーツなどのリクリエーションの場、さらに災害時の避難場所となるなど、私たちの生活にうるおいと安らぎを与えてくれるかけがえのない場所となっています。

荒川の沿岸では、古くから宿場町として岩淵宿などが発達し、近年は工場跡地の市街地整備なども進み、河川敷の利用も多様化しています。野球、サッカー、サイクリングなどのスポーツ利用、散策や自然観察など多様なニーズが高まりつつあり、この傾向は、荒川下流部全体におよんでいます。

このため、北区を含む沿川 2 市 7 区と河川管理者（国土交通省荒川下流工事事務所）は、「荒川の将来を考える協議会」を設立し、平成 8 年に荒川の将来の姿を提示した「荒川将来像計画 1996」と、北区管内についてまとめた「荒川将来像計画 地区計画書〔北区編〕」を策定し、以降、この計画に基づき、荒川における様々な整備を進めてまいりました。

一方、「荒川将来像計画」の策定から 15 年余りが経過し、河川環境等の整備が進むとともに、河川敷の利用者が急増するなど荒川を取り巻く状況は大きく変わりつつあります。このような状況の変化を踏まえ、平成 22 年に荒川下流部全体の「川づくり」の方向性を見直すために「荒川将来像計画 2010 推進計画」が策定されました。

本書は、この推進計画を受け、北区管内の荒川において区民・区・河川管理者（国土交通省）が協働して川づくりを行うための行動指針として取りまとめたものです。

荒川の将来を考える協議会

北 区 長 花川 與惣太
国土交通省荒川下流河川事務所長 波多野 真樹

平成 2 5 年 3 月

荒川将来像計画 2010 地区別計画〔北区編〕

目 次

1. 地区別計画とは	3
1.1 計画のねらい.....	3
1.2 計画の位置づけ	4
1.3 検討体制	5
1.4 推進計画のあらまし	6
1.3.1 荒川下流の川づくりの考え方	6
1.3.2 自然豊かな水辺空間の再生	7
1.3.3 新たなゾーニング計画	8
2. 荒川の整備方針	12
2.1 基本方針	12
2.2 ブロック区分	15
2.3 ブロック別整備方針	16
2.3.1 北赤羽ブロック	16
2.3.2 赤羽岩淵ブロック	21
2.3.3 豊島ブロック	27
3. 荒川の管理・運営の考え方	31
3.1 基本的な考え方	31
3.1.1 これからの管理・運営のあり方	31
3.1.2 管理上の課題	31
3.1.3 管理の手法	32
3.1.4 新たな視点での管理戦略	33
3.2 行政と区民の役割	34
3.2.1 国土交通省（河川管理者）が行う維持管理	34
3.2.2 北区が行う管理・運営	34
3.2.3 区民と行政の協働による管理・運営	35
3.2.4 管理・運営の役割分担	38
4. 地区別計画の実現に向けて	39
4.1 推進の仕組み	39
4.2 周知の方法	39
4.3 変更のプロセス	39

1. 地区別計画とは

1.1 計画のねらい

平成8年4月に策定された「荒川将来像計画1996」では、荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取り組みをまとめました。荒川下流部は、この計画に基づき自然地と河川利用、治水、利水のバランスのとれた魅力ある河川空間となるよう整備が進められています。

一方、策定より15年余りの年月が経過し、社会情勢等が変化してきた中で、河川敷の自然地整備への要望や不法投棄や漂着によるゴミ、河川敷における迷惑行為が増加し、新たな課題が顕在化しています。

このような背景の下、「荒川将来像計画1996」で掲げた荒川下流部の将来の望ましい姿を「将来像」として踏襲しつつ、新たな課題に対応し解決を図りながら、さらに魅力的な川とするため、「荒川将来像計画2010推進計画」（以下、推進計画と言う。）が平成22年7月に策定されました。

この推進計画では、現状の課題整理をした上で、治水・環境・利用のバランスのとれた川づくりに向けた基本的な考え方、方向性を示し、さらに、現状の河川敷利用状況を踏まえ、緩やかな土地利用誘導を図るために新たなゾーニングの考え方を設定し、土地利用区分等の骨格を示しています。

本書「荒川将来像計画2010地区別計画〔北区編〕」（以下、地区別計画と言う。）では、北区の他市区管内にはない特色や特有の課題を踏まえて、推進計画で示されたゾーニングや土地利用区分の適否を考察し、これに基づいた整備方針を定めます。さらに、河川管理者（国）や公園緑地等の占有者（区等）だけでなく、利用者（区民等）の荒川とのかかわりについて提案します。

1.2 計画の位置づけ

地区別計画は、推進計画を踏まえ、沿川 2 市 7 区にそれぞれ策定されるもので、これから概ね 10 年間の荒川づくりの取り組みと、維持・運営等を住民と行政が協働して行うための方針を 2 市 7 区ごとの特性を加味して定めたものです。

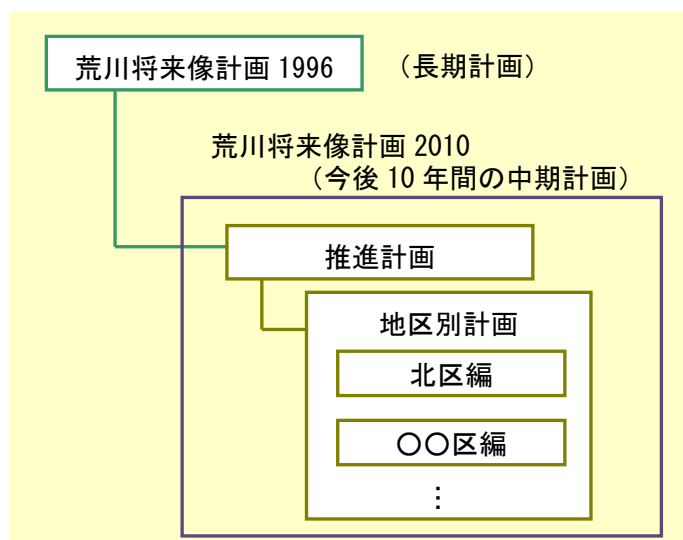


図 1 荒川将来像計画 2010 の構成

また、北区の構想・指針といえる「北区基本構想」や「北区都市計画マスタープラン」では、荒川の持つ広大な空間・河川敷を、都市生活にうるおいを与える空間、震災時の利活用場、かけがえのない自然環境を守り育てていく場などとしており、地区別計画〔北区編〕は、これらの構想等と協調して魅力ある水辺空間の実現を図る行動指針となります。

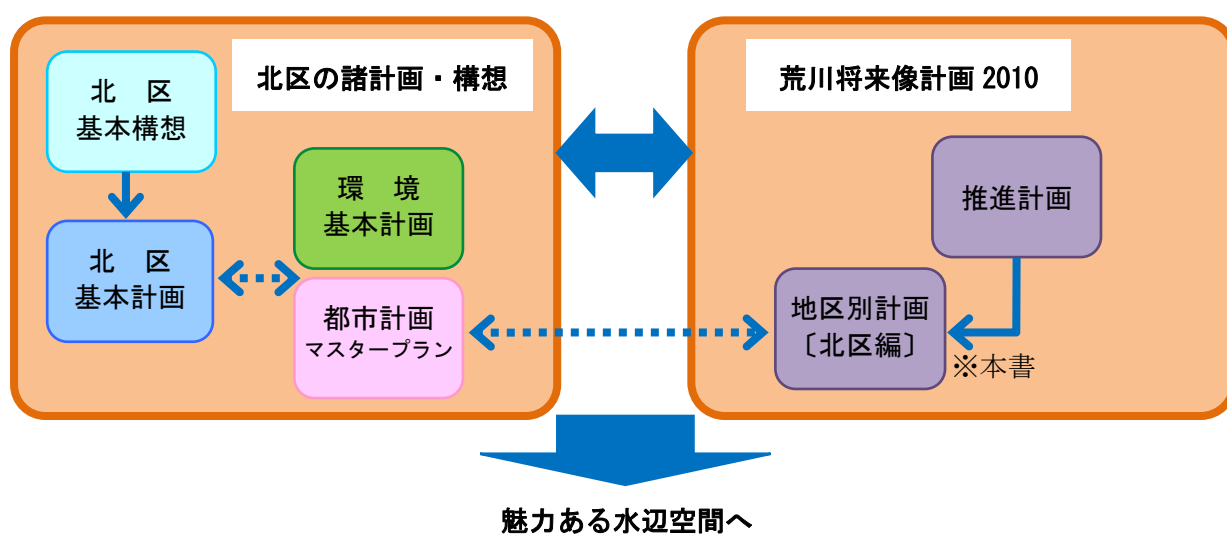


図 2 北区の諸計画・構想と荒川将来像計画 2010 の関係

1.3 検討体制

地区別計画は、区及び国が作成した「原案（たたき台）」に対し、北区荒川市民会議において地域住民の意見聴取を行うとともに、パブリックコメント（区民意見公募）を実施した上で「案」としてまとめられ、「荒川の将来を考える協議会」へ提出・承認を得て策定されるものです。

地区別計画策定後は、ブロック毎の計画の改善に向けて、フォローアップを行うものとし、必要に応じて内容の見直しを行っていきます。

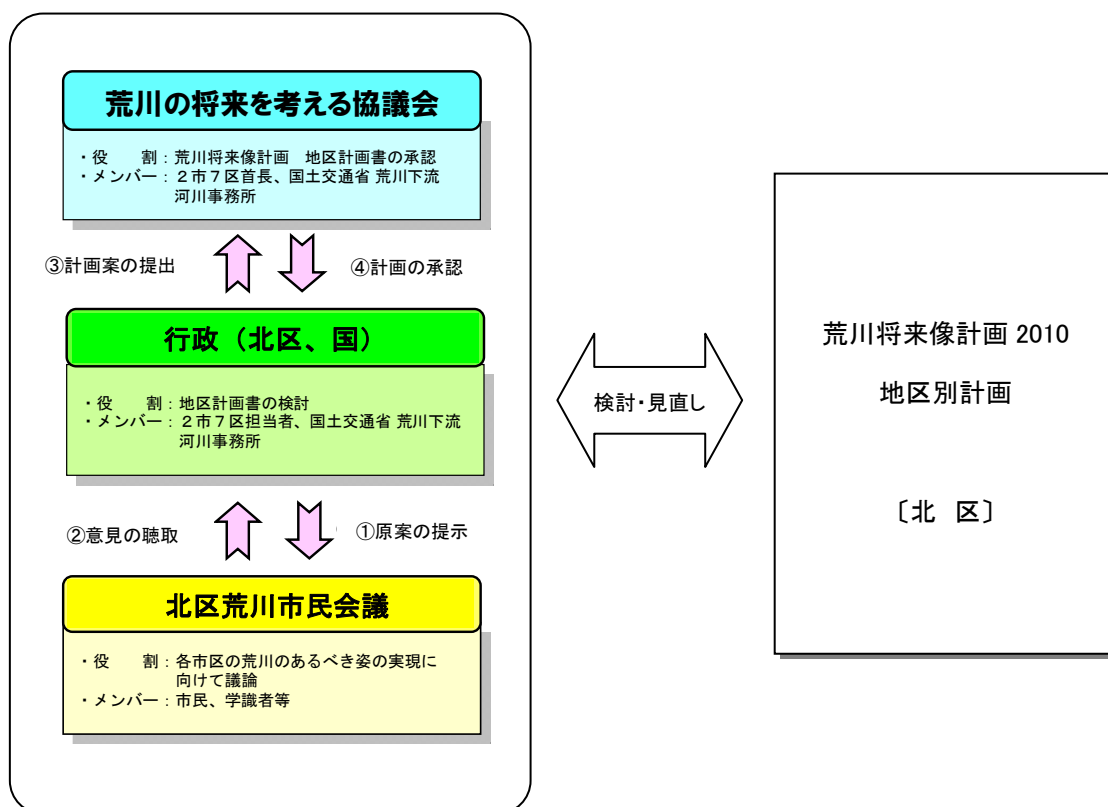


図 3 地区別計画の検討体制

1.4 推進計画のあらまし

1.3.1 荒川下流の川づくりの考え方

「推進計画」では、「放水路から川らしい水辺へ」をスローガンとして掲げ、治水・環境・利用の相互関係を大切にしたバランスのとれた川づくりの取り組みを 3 つの理念に基づいて進めていくものとしています。（推進計画 P. 3-1）

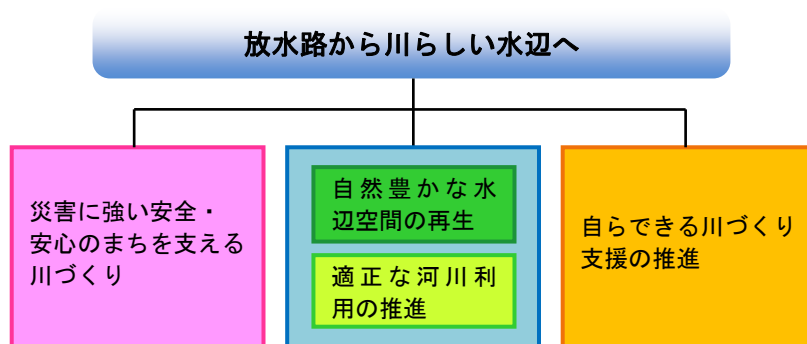


図 4 荒川下流部の川づくりの基本理念

上記の基本理念をもとに以下の 4 つの取組みを推進します。（推進計画 P. 3-2）

○ 災害に強い安全・安心のまちを支える川づくり

- ・ 水害から地域住民の生命と財産を守る治水事業の推進
- ・ 地震時に対応した河川敷、河川を円滑に活用できる取組みの推進
- ・ 河川敷道路、緊急用船着場の確保と危機管理の推進

○ 自然豊かな水辺空間の再生

- ・ 既存の自然地や新たな自然地の保全・創出
 - ・ 水質を改善検討し、誰もが安全に親しめる水辺の創出
- ※水辺の整備方針は、地区別計画で定める（推進計画 P. 3-25）

○ 適正な河川利用の推進

- ・ 利用ルール作成による、誰もが気持ちよく過ごすことができる雰囲気づくり
- ・ 荒川下流部の特性を生かした植樹や便益施設の設置基準の改善
- ・ 河川敷利用のゾーニングをベースとした多様な利用スペースの拡充

○ 自らできる川づくり支援の推進

- ・ 現状の管理水準を維持し、荒川の治水上の歴史的意義や自然環境の保全、適正な河川敷利用を実施していくための区民との協働による河川管理の取り組みを推進

1.3.2 自然豊かな水辺空間の再生

荒川下流部の川づくりの基本理念に示された4つの取り組みの中に、自然豊かな水辺空間の再生が掲げられており、この中で、“自然地の保全と再生の考え方”、“水辺の再生と管理について”の方針が示されています。

水辺の再生と管理については、水辺の横断形状を「干潟タイプ」、「湿地化タイプ」、「親水タイプ」、治水上の観点から「直壁護岸タイプ」の4タイプを基に検討することとし、また、整備方針は地区別計画で定めることとされています。（推進計画 P. 3-25）

表 1 荒川下流部における水辺整備のタイプ

タイプ名	内 容
干潟タイプ	干潟の保全・整備を行う
湿地化タイプ	湿地やワンドの保全・整備を行う
親水タイプ	河川敷のグラウンドや広場利用とあわせて親水護岸を維持・整備する
直壁護岸タイプ	治水上の重要箇所や改変が難しい箇所で、現状の直壁護岸（鋼矢板護岸）を維持する

北区管内においては、「湿地化タイプ」のイメージとして「北区・子どもの水辺」をあげているほか、岩淵水門（青水門）付近の護岸は、洪水時に水衝部となり、治水上の観点から「直壁護岸タイプ」の候補箇所としています。（推進計画 P. 3-27、P. 3-29）

1.3.3 新たなゾーニング計画

推進計画においては、新たなゾーニング計画を定めるにあたって、「自然地の増加」、「グラウンド面積の維持」、「自然度向上の推進」という3項目を全体目標としています。（推進計画P.4-2）

表 2 ゾーニング計画の目標

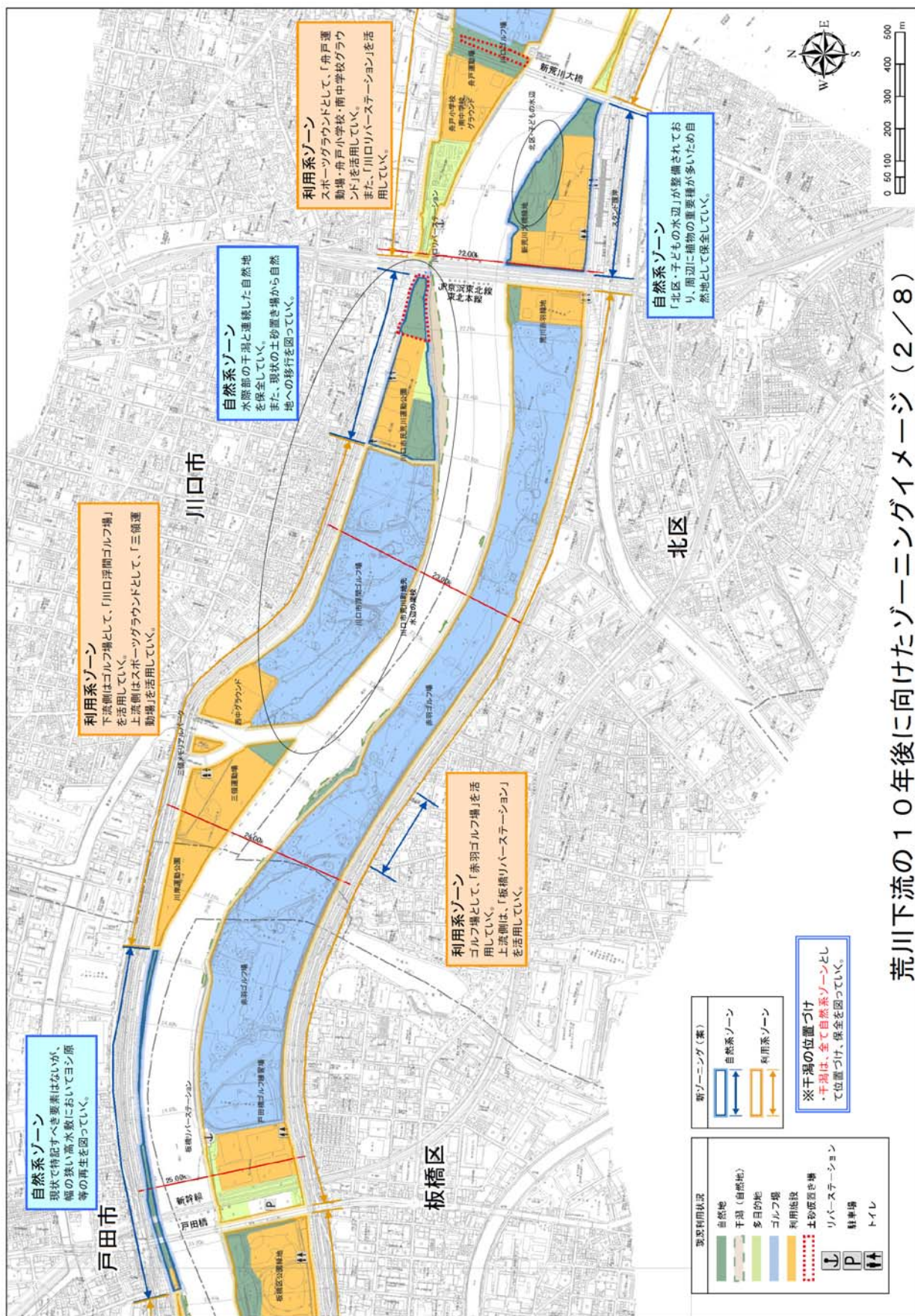
目 標	内 容
自然地の増加	アンケート調査結果等をふまえ、自然地の全体面積については増加を図っていく。
グラウンド面積の維持	スポーツグラウンド利用者の意向やアンケート調査結果等から、スポーツグラウンドの全体の面積については現状を維持する。
自然度向上の推進	現在ある自然地を保全するとともに、ゴルフ場、スポーツグラウンド等については、バッファークーゾーンの整備、利用地の芝生化、草地化等により自然度向上（エコアップ）を促進することで、自然環境の増加を図っていく。

また、全体を大まかに、「自然系ゾーン」、「利用系ゾーン」の2つに大別して、緩やかな土地利用誘導を図っていくこととされています。「自然系ゾーン」は主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていくゾーン、「利用系ゾーン」は主にスポーツグラウンドやゴルフ場、公園・緑地等の適切な利用を図っていくゾーンとなります。（推進計画P.4-2）

水際を含むゾーン内の詳細な土地利用区分については、地区別計画において整理することとされており、引き続き、区民の意見を反映しながら設定していくことになり、土地利用の区分と目的、利用例を下表のとおり示されています。（推進計画P.4-4）

表 3 荒川下流における水辺整備のタイプ

ゾーン名	土地利用区分		目的	利用例
自然系ゾーン 利用系ゾーン	自然保全地		現存する自然環境を保全する	モニタリング調査
	自然利用地		市民が自然環境に親しむ	環境教育、自然観察、釣り、散策、草摘み、虫取り
	多目的地		多目的に利用	散策、ピクニック、球技以外のスポーツ等
	ゴルフ場		ゴルフに利用（市民への敷地開放も検討）	ゴルフ（散策、ピクニック）
	土砂仮置き場		治水整備に伴う土砂の仮置き場として利用する	河川工事の施工用地
	利用施設	各種競技場	ゴルフ以外の特定のスポーツを行う	野球等
		その他	スポーツ以外の特定の目的で利用	駐車場、船着場、緊急用河川敷道路等



2. 荒川の整備方針

2.1 基本方針

推進計画で定められた新しいスローガン“放水路から川らしい水辺へ”を実現するため、地区別計画では、以下の基本方針のもとに荒川における「川づくり」を推進します。

〈コンセプト〉

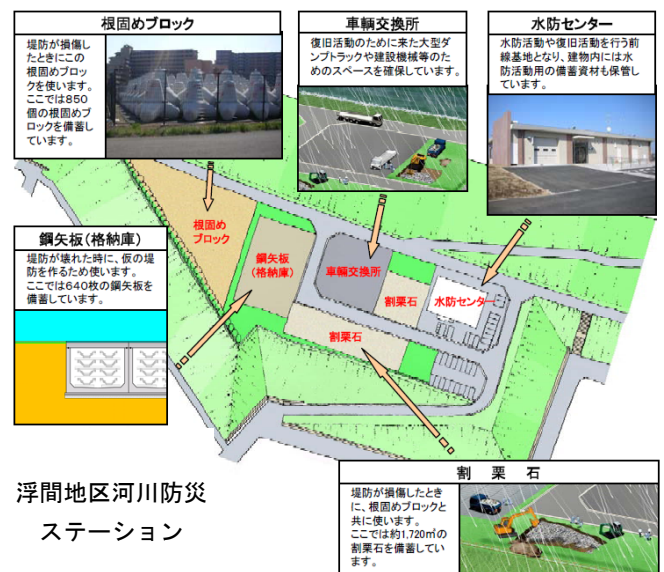
荒川とともに育まれた水文化の継承と発展

〈基本方針〉

①災害に強い安全・安心のまちを支える川づくり

平成23年3月11日、東日本を襲った未曾有の大震災は、時代の転換点となる衝撃の日でした。今回の震災では、帰宅困難者の対策のほか、荒川下流部においても液状化や津波対策の検討があらためて浮き彫りになりました。

一方、これまで災害対策として整備されてきたスーパー堤防（特に背面空間）や河川防災ステーション^{注1}、緊急用河川敷道路^{注2}の諸施設は、災害時に限らず、自然地の保全・観察活動、サイクリングやランニングなどのスポーツ・レクリエーション活動のサービス拠点として極めて貴重な場所ともなっています。これらの施設、空間を活用して非常時のみならず、平常時の利用拠点としても有効利用を促進します。



- ・非常時の活動拠点、緊急輸送・交通網としての整備・拡充を検討
- ・震災時の避難場所としての機能の充実
- ・スーパー堤防事業の機会を活用し、親水空間の整備

注1 河川防災ステーション：災害時に緊急復旧活動等の拠点となり、必要な資機材の備蓄や前線基地となる水防センターがあり、敷地内は大型車両の交換、ヘリポート、作業ヤード等に利用される。

注2 緊急用河川敷道路：震災などで都市内の主要道路の通行が不能になった場合に備え、災害復旧車両の通行を確保するために整備された道路。都内の両側の河川敷に整備されている。

②自然豊かな水辺空間の再生

荒川の自然地ネットワーク形成にとって、水際は生物の生息・移動空間として重要な場所であり、水際の自然地の保全・再生は河川の生態系にとって重要な課題です。このため、長期的な視点から、水辺区域（水際線から数十メートルの範囲）について、連続的に自然地の保全・再生を図ることを推進します。

- ・ヨシ原の整備等による、水辺自然の再生
- ・大規模な公園緑地、河川沿いや崖線のみどりの保全、まとまりのあるみどりや水との連携確保
- ・風や生き物の通りみちの形成にも配慮

③適正な河川利用の推進

荒川の自然再生整備等により自然が豊かになる一方、沿川工業跡地の再開発などの進展により沿川の人口は急増しました。これに伴って、荒川の自然地としての評価は高まりつつあることに加え、スポーツ・レクリエーションの利用者も飛躍的に増加し、荒川下流域全体で年間利用者数は1600万人ともいわれています。

こうした状況の中で、荒川河川敷全体を貴重な自然地として位置づけ、その中でスポーツ・レクリエーション利用と自然生態系の調和・共存を図っていきます。



トイレのバリアフリー化

- ・多様な生物が生息する荒川河川敷とレクリエーション利用の共存・調和対策
- ・荒川における船舶の通航方法^{注3}の徹底
- ・荒川下流河川敷利用ルール^{注3}の徹底とマナーの向上（P. 36 参照）
- ・便益サービスの提供拠点として、既存施設の利活用など柔軟な対応を推進
- ・誰もが親しみ、憩える荒川を目指したバリアフリー対策の継続
- ・人が多く集まるレクリエーション利用地が与える水辺や堤内地（市街地）への影響を踏まえた総合的な管理戦略の推進

注3 船舶の通航方法：荒川を行き来する船舶の交通ルールを定めたもの。平成13年4月1日施行。

④自らできる川づくり支援の推進

“放水路から川らしい水辺へ”の推進を図るためには、放水路の治水上の意義や建設の歴史、さらに、放水路とともに育まれてきた地域の歴史・文化を、次世代に継承し共有していくことが極めて大切です。

また、水辺の自然地では、自然環境の保全とともに、小学校から大学に至るまで環境学習のフィールドとしても貴重な空間であり、行政と区民の協働による管理・運営を行う「北区・子どもの水辺協議会」^{注4}が設置されています。このような仕組みを継続し、支援を推進します。



荒川知水資料館

- ・旧岩淵水門の保存と歴史的意義の継承
- ・荒川知水資料館を伝承の拠点として、住民と行政の協働による管理を推進
- ・自然環境を保全していくための行政と区民の協働活動の推進

注4 北区・子どもの水辺協議会：荒川の水を引き込んだワンドや菖蒲田などを整備した「北区・子どもの水辺」において、特にワンドを中心とした自然環境の保全活動、環境学習や自然体験活動の継続には、ボランティアである各市民団体の協力がなければ成り立たない。それら団体と行政の協働による管理・運営を円滑に行うため、市民団体・学校・国・区等で構成する協議会を設立している。(P.34 参照)

2.2 ブロック区分

北区管内の荒川は、延長約 7km、河川敷の面積約 70ha におよびます。「川づくり」を進める上では、地域の特徴を踏まえ、管内を 3 つのブロックに分けて整備方針をまとめることとします。

「北赤羽ブロック」は、区内最上流となる都立浮間公園から J R 荒川鉄橋付近に至る区間で、特性としては、河川敷利用がすべてゴルフ場となっていることがあげられます。

「赤羽岩淵ブロック」は、J R 荒川鉄橋付近から岩淵水門下流側の足立区との区界までの区間とします。このブロックの河川敷は、イベント・スポーツ、リクリエーション、自然地など非常に多くの目的に対応した緑地公園が整備されています。また、旧岩淵水門、隅田川の分流地点といった特徴的な資源もあるブロックです。

「豊島ブロック」は、豊島五丁目地内のブロックで都民ゴルフ場として占用（使用）されてきましたが、営業を休止したため未利用地となっています。足立区との行政界が隅田川の旧流路となっている関係で両側を足立区に挟まれていることから、前計画では足立区編に組み込まれていましたが、今回の地区別計画では北区編に含むこととしました。

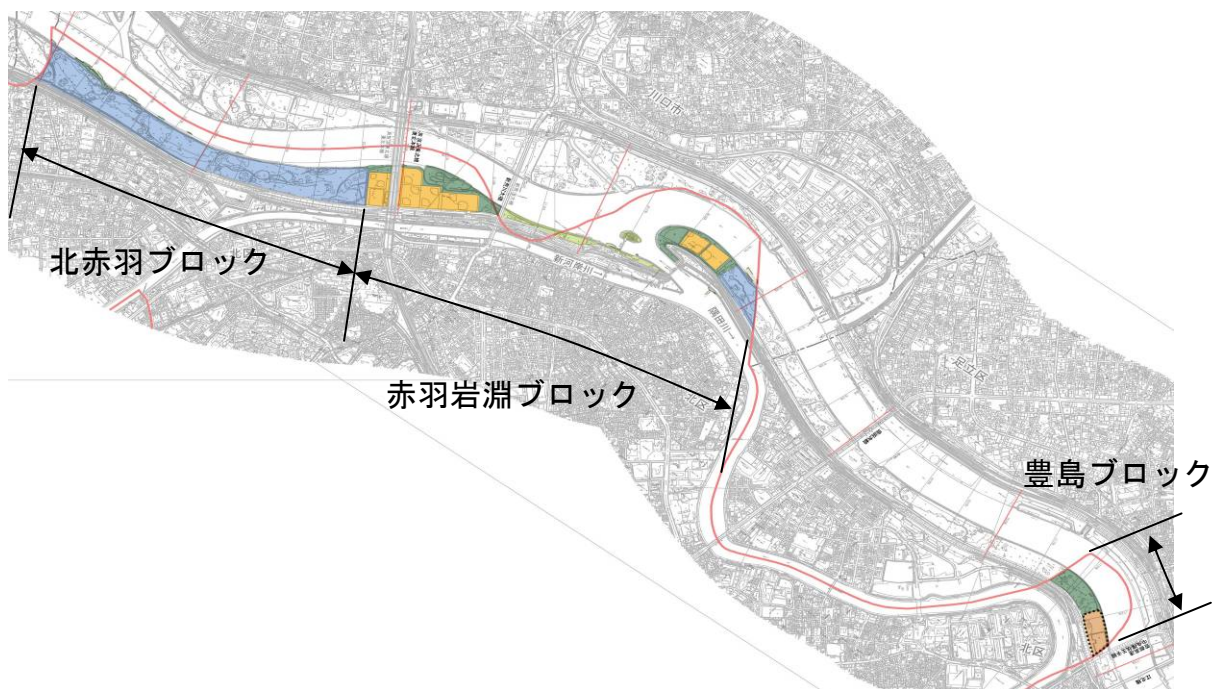


図 5 ブロック区分の位置図

2.3 ブロック別整備方針

3つのブロックごとに、これまでの整備の進ちょく状況をまとめ、それぞれの「川づくり」の基本方針及びゾーニング計画に基づき、ブロック毎の整備の考え方を示します。

2.3.1 北赤羽ブロック

(1) ブロックの概況

- ・本ブロックは、荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）の上流部に位置します。堤内地は概ね住工混在する高密度市街地となっていますが、板橋区境においては、都立浮間公園があり豊かな緑が形成されています。
- ・河川敷はゴルフ場として占用（使用）されています。
- ・水際部は、ワンドや干潟が残っており、オオヨシキリの生息等が見られます。
- ・震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として機能させるため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備されています。
- ・災害時に緊急復旧活動等の拠点となるスーパー堤防化が一部完了し、上部は河川防災ステーションが整備されています。平常時は緑地公園として開放されています。

(2) これまでの成果

- ・治水対策として、「堤防の嵩上げ」「堤防の耐震性向上対策及び緩傾斜化」「スーパー堤防化（一部）」「緊急用河川敷道路の整備」が行われました。また、防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーが敷設されています。
- ・ゴルフ場では、関係者の協力と理解のもと、「ゴルフ場の自然度向上」とともに、場内での自然観察会の受入れ、事故防止の観点からマラソン大会開催時の休業などに取り組んでいます。

(3) 課題

- ・ゴルフ場では、マラソン大会等による緊急用河川敷道路の利用者が多い場合、安全確保の観点から営業の一時休止措置を講じています。このことから、河川管理者（国）、ゴルフ場（占有者）、区（自治体）、利用者との相互理解、連携が欠かせません。

(4) 進ちょく状況図

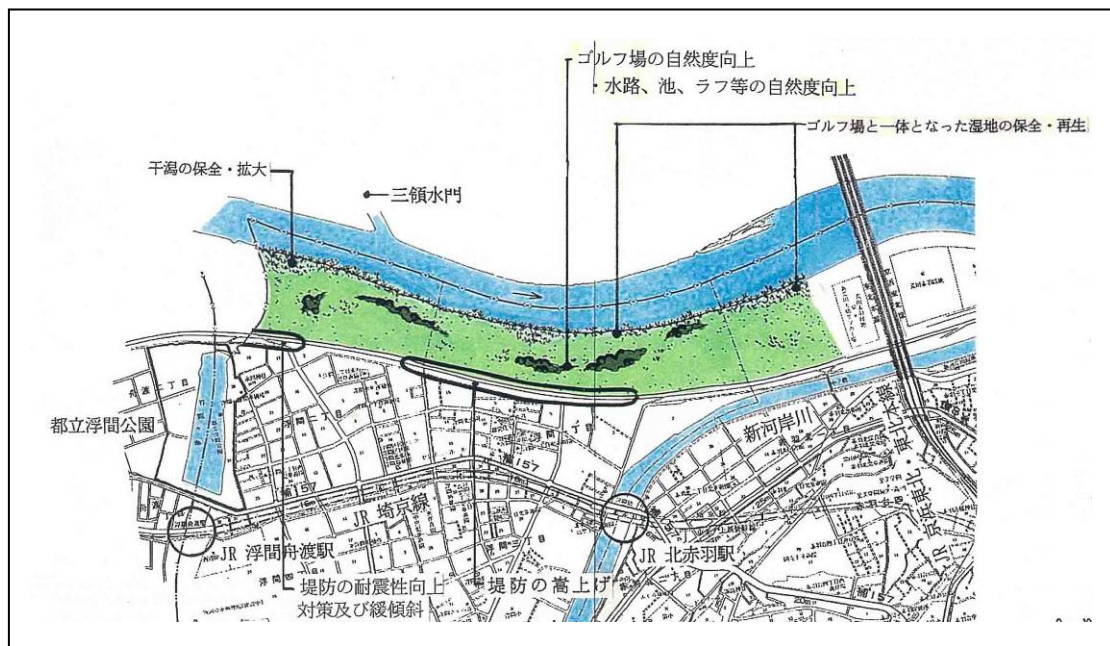


図 6 1996 地区計画書〔短期計画の整備イメージ〕

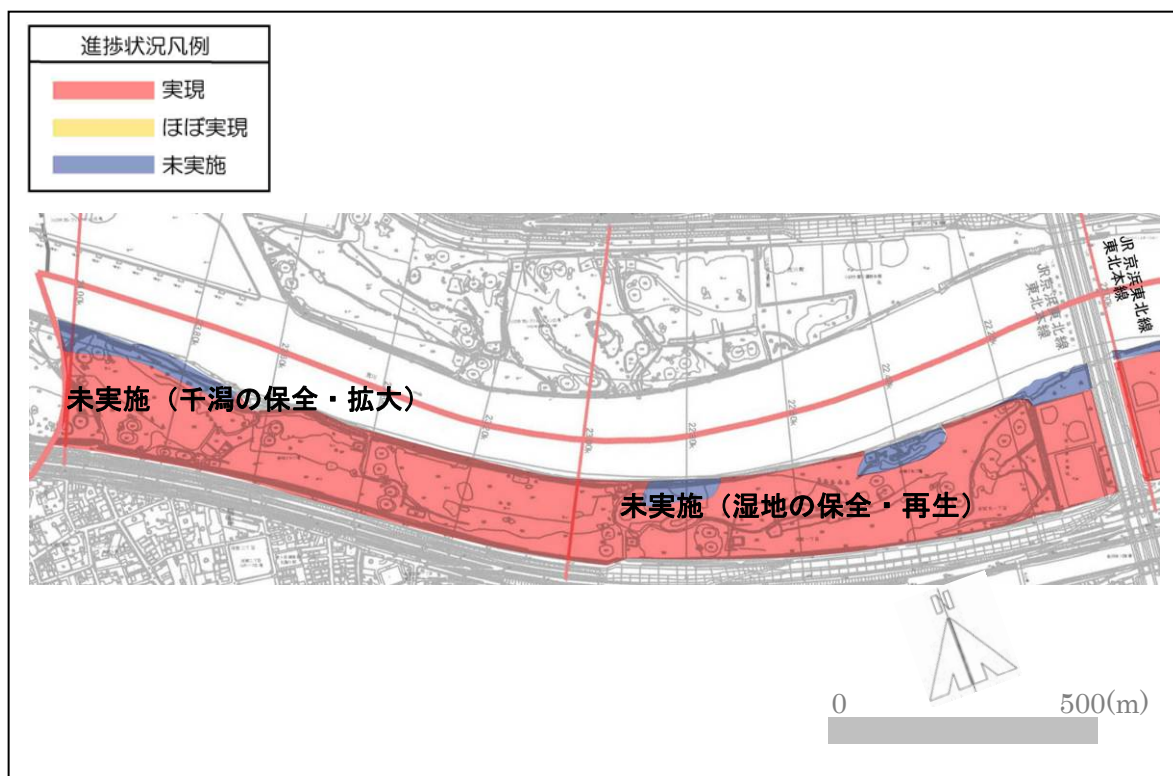


図 7 進ちょく状況図

(5) 整備方針

〈全体方針〉

- ・ゴルフ場のエコアップと水際自然地の一体化を図り、全体として自然地機能を有したゴルフ場としていきます。
- ・本ブロックと隣接した都立浮間公園や河川防災ステーションおよび新河岸川の水辺と連携した「川づくり」を図ります。
- ・河川利用者の利便性向上を図るため、平常時は水防センターのトイレを公衆トイレとして開放し、また、区民と行政が協働して行う「川づくり」の支援の一環として有効活用を図ります。

〈土地利用区分〉

- ・現状のゴルフ場として利用されている箇所は、「ゴルフ場」とする。
- ・ゴルフ場内の自然地と一体となって湿地や干潟が形成されている水際の箇所は、「自然保全地」とする。
- ・緊急用河川敷道路は、「利用施設（その他）」とする。

〈取り組み内容〉

- ・オオヨシキリの生息する良好なヨシ原等を核として、自然地の保全を図るとともに、ゴルフ場のラフや池等のビオトープ化を推奨・推進します。
 - ゴルフ場内のエコアップ
 - 自然環境に配慮した護岸の維持管理
 - 水際と一体化した湿地は、保全・再生を図る
- ・水際部の護岸に沿った通路を、緊急用河川敷道路、河川防災ステーションや下流側の「北区・子どもの水辺」等とネットワークとして結ばれた散策路として整備を促進します。
 - 堤内地・高水敷・水辺を広域的に連続する散策路の整備
- ・水際部の干潟は、積極的な保全を図ります。

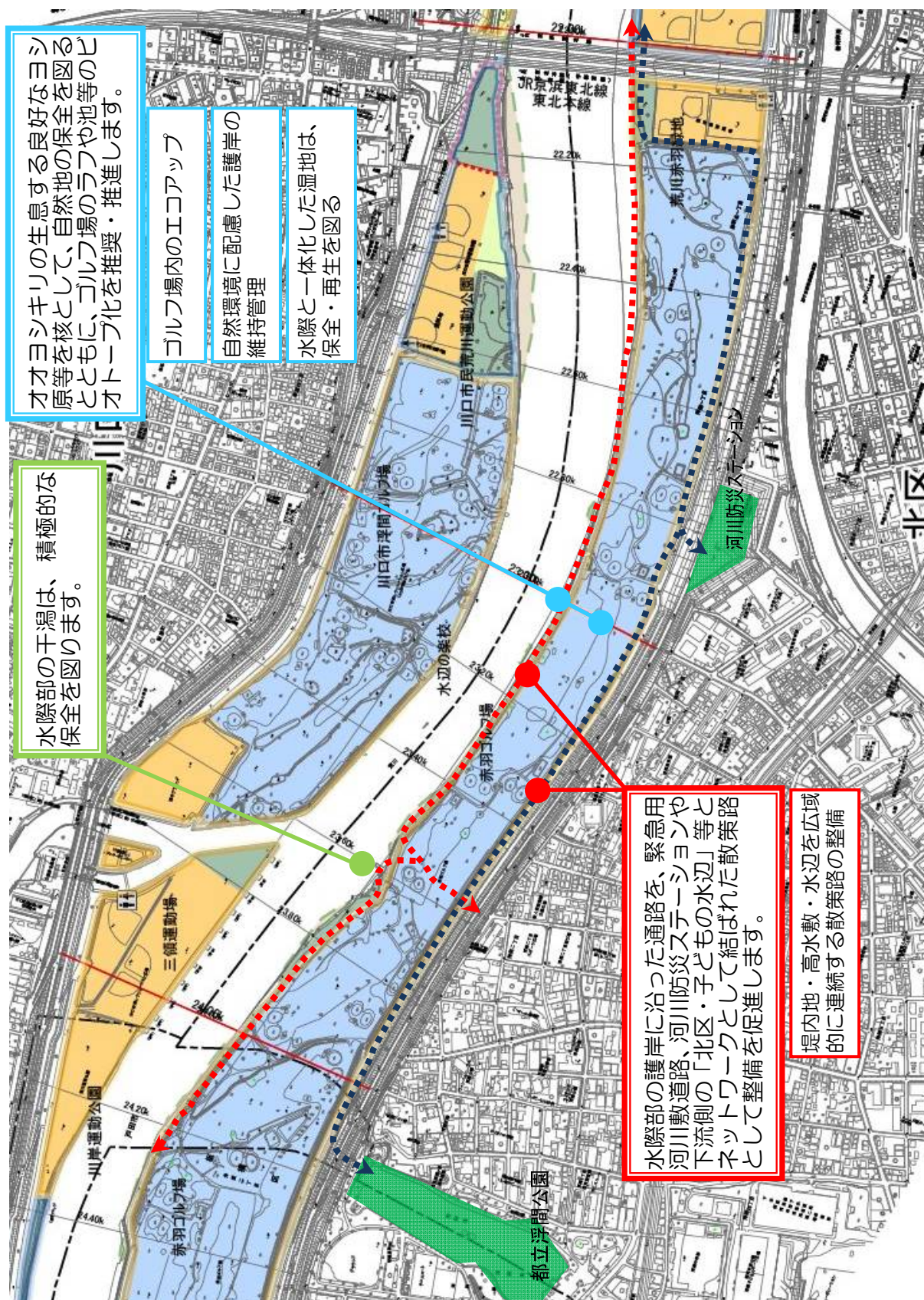


図 8 整備方針図

2.3.2 赤羽岩淵ブロック

(1) ブロックの概況

- ・本ブロックは、荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）のやや上流部から、岩淵水門下流付近にいたる区間に位置し、堤内地は概ね住居系市街地です。ブロックの上流側は、新河岸川が並行して流れ隅田川に合流する一方、岩淵水門で荒川と隅田川が分派しています。
- ・河川敷は、野球場やサッカー場といったスポーツ施設が整備され、荒川と新河岸川が並行するために堤防の幅も大きくなり、荒川側堤防の法面上段は、スタンド護岸や芝桜のフラワーアートが、堤防天端と新河岸川側の法面上段は、桜のプロムナードが整備されています。さらに、新荒川大橋下流側の河川敷は、バーベキューサイトを備えた公園緑地が整備され、北区内最大のレクリエーションの拠点として多くの人々が訪れる場所となっています。
- ・新荒川大橋上流の水際には、菖蒲田や生態系の豊かなワンドを含む「北区・子どもの水辺」が整備されています。
- ・治水上の要衝である、新・旧岩淵水門があり「まちのランドマーク」になっているとともに、旧岩淵水門の保存と歴史的意義を伝える荒川知水資料館が整備されています。
- ・震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として機能させるため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、日常的に散歩やジョギング、サイクリングなど、多くの人々に利用されています。



(2) これまでの成果

- ・治水対策として、「堤防の嵩上げ」「堤防の耐震性向上」「緊急用河川敷道路の整備」が行われました。また、防災関連施設の一環として、「岩淵リバーステーション（緊急用船着場）」や全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設されています。
- ・河川敷利用のため、旧水門歴史広場として「荒川赤水門緑地」の整備、利用施設・広場の創出として「荒川岩淵関緑地」の整備、スポーツグラウンドとして、「新荒川大橋緑地」の整備が進められました。
- ・水上ステージ、四季の花畑の整備は、北区荒川市民会議の提言を踏まえ、「北区・子どもの水辺」としてワンド（池）のある自然地が実現しました。また、菖蒲田や花壇を併せて整備しました。

(3) 課題

- ・水際部の自然地（北区・子どもの水辺）は、荒川下流域全体の中でも貴重な自然地となっています。外来種駆除や底泥の除去など、自然地を維持・保全する管理作業が必要であることに加え、安全管理対策も必要なことから、河川管理者（国）、占用者（区）、ボランティア（住民）の役割分担による運営を長期に亘り維持していく必要があります。
- ・区の占用地を中心とした利用のみならず、堤防や河川敷全体にスポーツ及びレクリエーション利用による独占的利用やゴミ散乱・放置問題等が顕在しており、施設の一時占用的利用であっても、占用利用を越えた主催者等をはじめとする受益者負担の制度化が望まれます。
- ・スポーツ及びレクリエーションの拠点として、交通アクセス改善の必要があります。
- ・J R 荒川鉄橋下の水際部は、赤羽ゴルフ場と連続した空間となるような自然地、散策路としての具体的な整備イメージが未検討です。
- ・旧岩淵水門の土木遺産としての評価を高め、歴史的意義を伝えていく必要があります。

(4) 進ちよく状況図

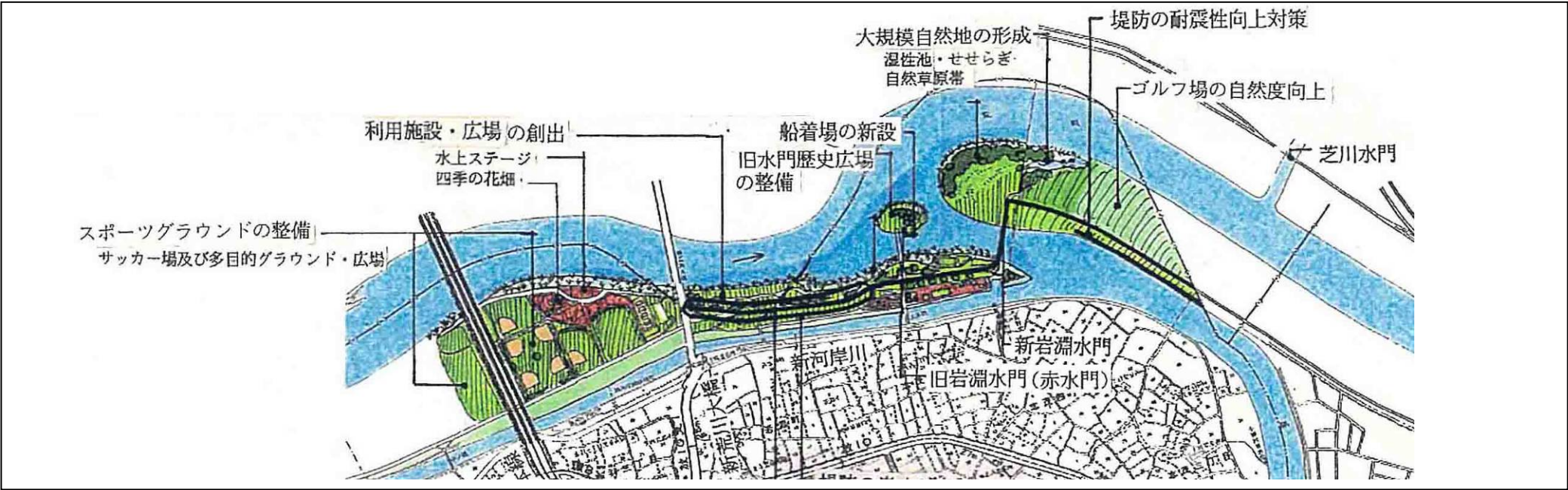


図 9 1996 地区計画書〔短期計画の整備イメージ〕

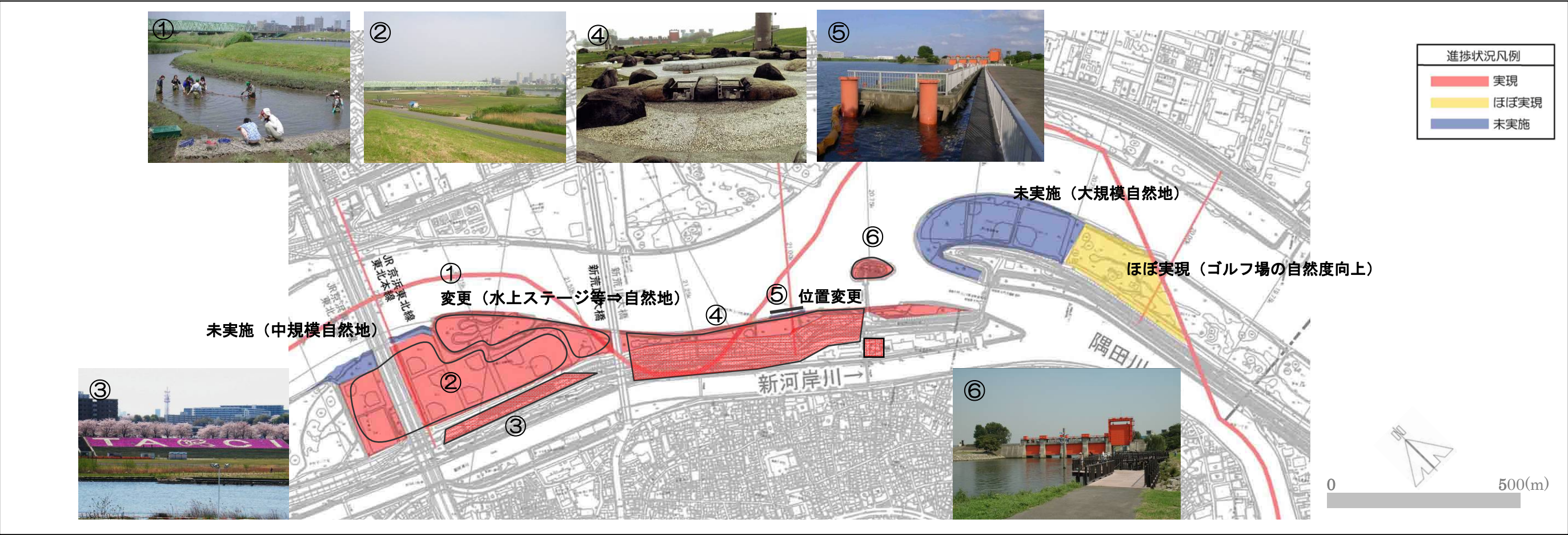


図 10 進ちよく状況図

(5) 整備方針

〈全体方針〉

- ・自然環境の保全とともに、スポーツ・レクリエーション・エコロジー機能の両立のもと、多様な利用に応える、東京の北の玄関口としての水辺環境整備を推進します。
- ・新旧岩淵水門等の治水の歴史を感じるランドマークとしての空間整備を図ります。

〈エリア区分〉

当ブロックは、現状の土地利用が多様であるため、さらに細分した「エリア」に区分し、今後の取り組み等を定めます。

Aエリア＝荒川鉄橋（JR 京浜東北・東北本線）上流方－新荒川大橋の間のエリア

Bエリア＝新荒川大橋－岩淵水門の間のエリア

Cエリア＝岩淵水門下流方のエリア

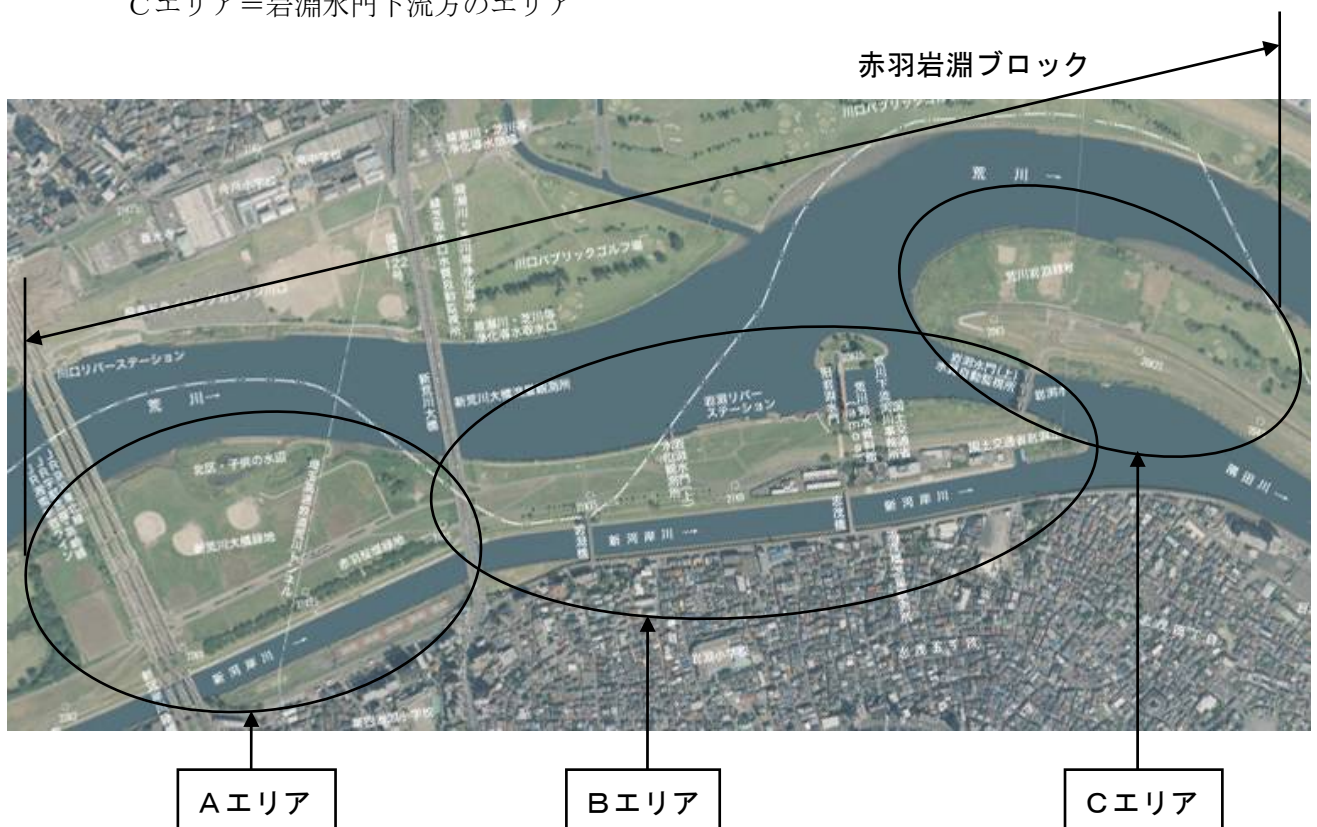


図 11 ブロックの区間区分

〈土地利用区分〉

【Aエリア】

- ・赤羽ゴルフ場端部から新荒川大橋の水際部は、「自然利用地」とし、併せて、水辺整備のタイプを現地の状況に応じて「干潟タイプ」「湿地化タイプ」とする。

【A及びBエリア】

- ・現況の野球場やサッカー場は「利用施設（各種競技場）」とし、桜のプロムナードやバーベキュー広場として整備されている緑地公園は「多目的地」とする。
- ・JR 荒川鉄橋下の駐車場及び荒川知水資料館（駐車場を含む）、緊急用河川敷道路、岩淵リバーステーションは、「利用施設（その他）」とする。

【Cエリア】

- ・岩淵水門下流側の未整備地（少年野球場として暫定整備済み）は、これまで大規模自然地と位置付けていたが、地盤高さ等を勘案し、より良い整備方針を検討する必要がある。このことから、当地の土地利用区分は未定とし、今後の検討課題とする。
- ・足立区との区界のゴルフ場として利用されている箇所は、「ゴルフ場」とする。

〈取り組み内容〉

【Aエリア】

- ・JR 荒川鉄橋周辺の水際部は、現状の干潟の保全を中心に中規模自然地として整備し、上下流に連続した多様な自然を育む水際線の創出をします。
 - 干潟の保全及び水際と一体化した湿地の保全・再生
 - 「北区・子どもの水辺」の底泥除去など中長期的な環境保全対策の実施
 - 上流のゴルフ場や河川防災ステーション等をつなぐ散策路の整備

【Bエリア】

- ・旧岩淵水門を中心とした歴史的資源の保全・活用を推進します。
 - 荒川知水資料館を活用した展示企画の充実、保存の継続、土木遺産としての顕彰
- ・スポーツ・レクリエーションでの適正な河川利用を促進・活性化します。
 - バーベキュー広場の適正管理など、多様なニーズに対応できる良質な行政サービスの提供のあり方を検討
 - 岩淵リバーステーション、荒川知水資料館の有効活用と交通アクセス改善

【Cエリア】

- ・岩淵水門下流側の未整備地の整備方針を再検討します。

2.3.3 豊島ブロック

(1) ブロックの概況

- ・本ブロックは、かつて隅田川が大きく蛇行していた区間の先端部に荒川（放水路）が開削されたために、北区の行政区域が一部残された区間となっており、その形状から「天狗の鼻」と呼ばれている場所です。
- ・河川敷の上流側約半分は、平成 20 年までゴルフ場があったところです。また、下流側約半分は土砂仮置き場となっています。
- ・震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として機能させるため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、日常的に散歩やジョギング、サイクリングなど、多くの人々に利用されています。



豊島ブロック付近の荒川（17km～18km 付近）

(2) これまでの成果

- ・治水対策として、「堤防の嵩上げ」「堤防の耐震性向上」「緊急用河川敷道路の整備」が行われました。また、防災関連施設の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設されています。
- ・隅田川との一体的なスーパー堤防化にともない、その上面は足立区立宮城ゆうゆう公園としてレクリエーション系の施設整備が完了しています。

(3) 課題

- ・推進計画では、当ブロックの河川敷利用について、「自然系ゾーン」を想定しているものの、具体的な整備イメージが未検討です。

(4) 進ちよく状況図

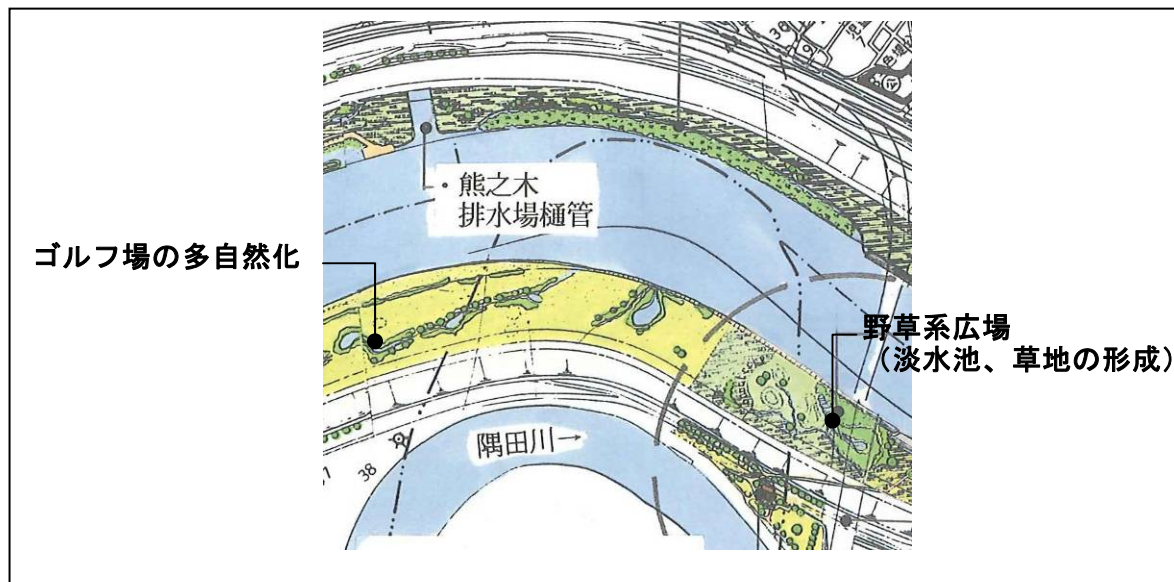


図 13 1996 地区計画書（足立区編）〔短期計画の整備イメージ〕

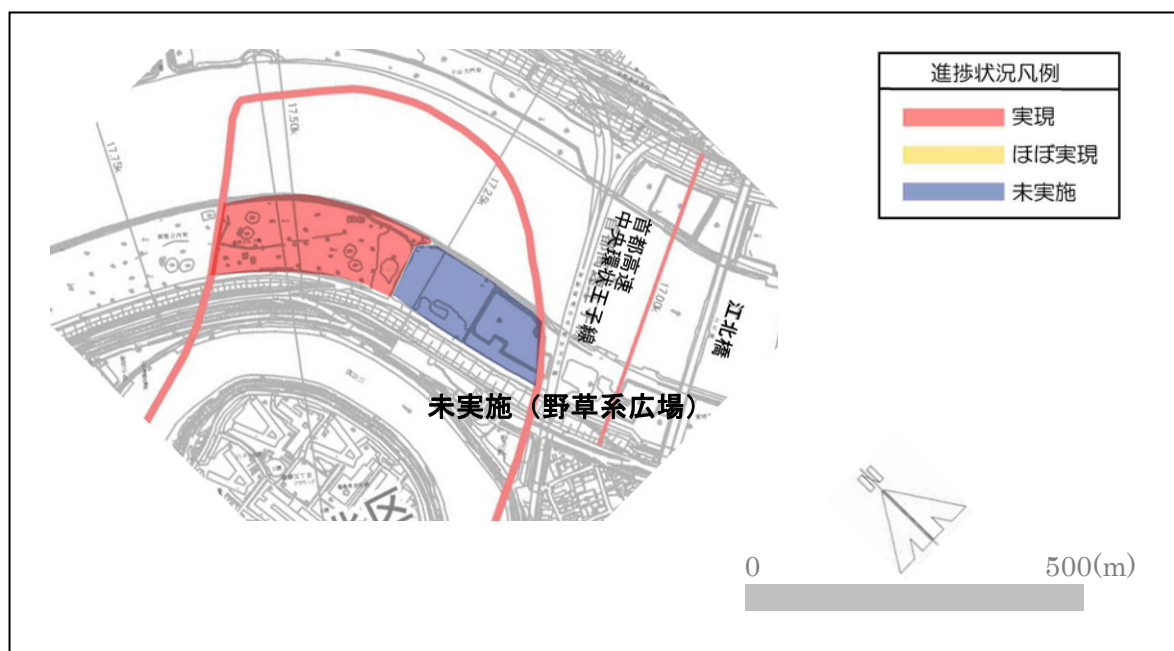


図 14 進ちよく状況図

(5) 整備方針

〈全体方針〉

- ・推進計画に示された「自然系ゾーン」として、「ゴルフ場跡地」の池などの環境を自然地として保全していく。
- ・水辺の自然地の再生など足立区管内の既整備区間との調和を図りつつ、河川敷全体の利用についてのニーズを調整しながら整備内容を検討します。

〈土地利用区分〉

- ・ゴルフ場跡地は、「自然利用地」とする。
- ・土砂仮置き場として利用されている未整備地は、より有効的な土地利用を検討するべく、当地の土地利用区分は未定とし、今後の検討課題とする。

〈取り組み内容〉

- ・都民ゴルフ場跡地の自然地再生を図ります。
 - 足立区新田わくわく水辺広場と調和した自然地再生
- ・水辺に沿った幅の広い干潟と自然地の再生を図ります。
- ・隅田川の水辺環境との一体的利用を促進します。
 - 岩淵・新田・豊島五丁目団地地区の隅田川水辺と連携した水辺散策ネットワーク等、一体的な利用促進
- ・スポーツグラウンド等の導入の可能性など、具体的な整備計画イメージを区民参画のもと検討します。

都民ゴルフ場跡地の自然地再生を図ります。

足立区新田わくわく水辺広場と調和した自然地再生

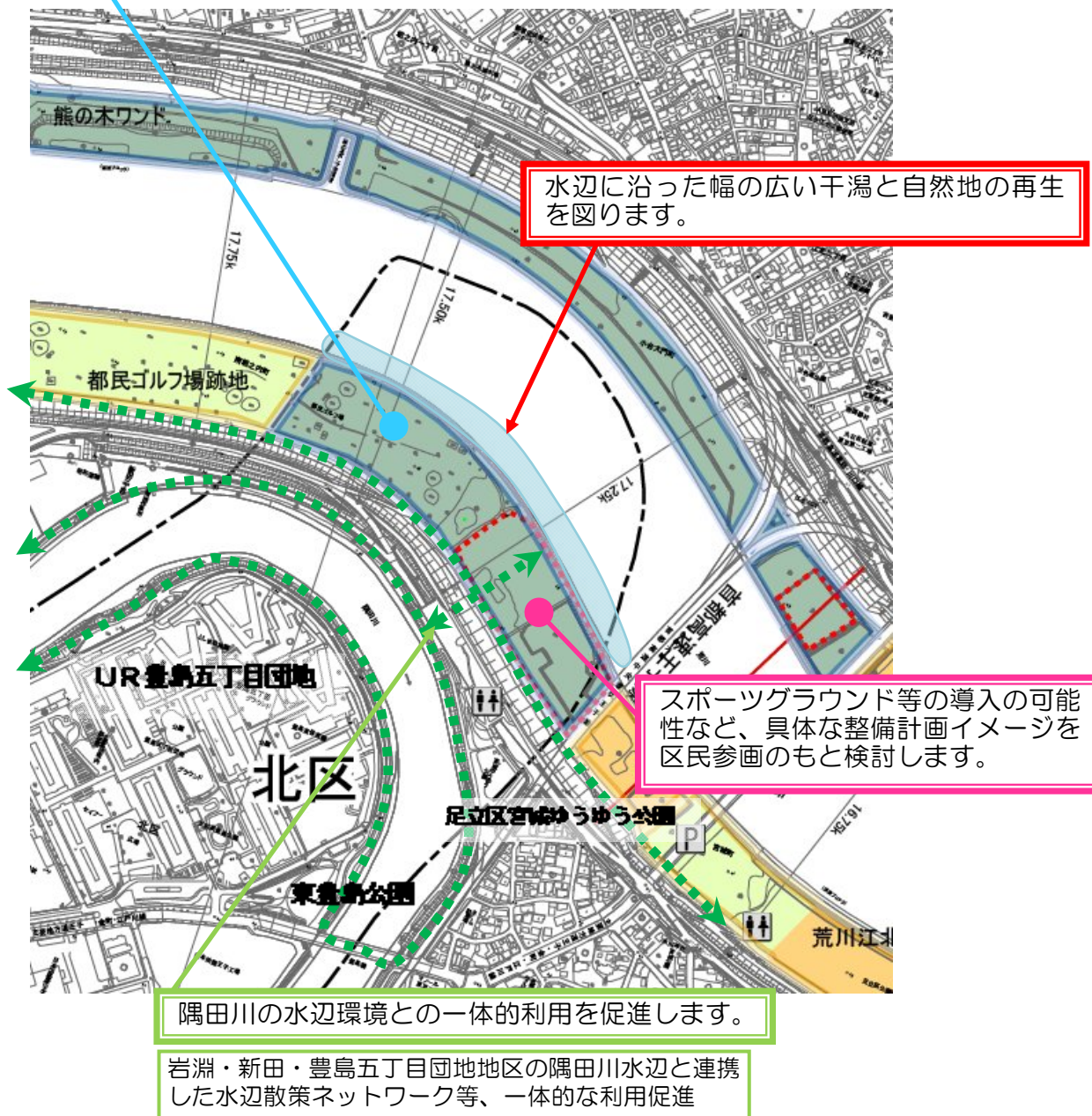


図 15 整備方針図

3. 荒川の管理・運営の考え方

3.1 基本的な考え方

3.1.1 これからの管理・運営のあり方

「荒川将来像計画」の実現に向けては、荒川をより身近な川として親しみ、みんなで育んでいくため、今後も区民・区・国との協働による計画の推進を図らなければなりません。

河川敷はグラウンドや緑地・公園等として利用され、区民に親しまれている場所や、自然地として動植物の貴重な生息・生育の場となっている場所も多く、今後はこれらの河川敷・水辺の利用や環境、防災等に配慮して管理していくことが一層重要となっており、荒川を利用する区民の方々との協働により荒川を守り育てる体制づくりを行っていくことが必要と考えます。

3.1.2 管理上の課題

現在の荒川下流部の河川敷は、干潟、草地、池や水路などの湿地等の自然地と、グラウンド、緑地・公園等の利用地に大別されます。

自然地では、外来種の侵入などによる生物種数の減少が懸念されています。また、漂着ゴミの放置や不法居住、ゴミの不法投棄などの問題も指摘されています。

利用地としてのグラウンドや緑地・公園等では、禁止区域でのゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ゴミの不法投棄等の迷惑行為・危険行為等の増加が課題となっています。

さらに、近年では、バーベキューサイトでのゴミ不法投棄が近隣住宅地へ広がっていることや、大規模なマラソン大会では、走者の排泄問題や散策等の日常的な利用者への影響等、コース上の緊急用河川敷通路のみならず河川敷全体に問題が広がっています。



ゴミの不法投棄



緊急用河川敷道路でのマラソン大会

3.1.3 管理の手法

荒川の広大な空間を維持するには、「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」「管理水準を維持するために実施すべき対策」及び「快適な利用の提供」の3つの目的からの維持管理が必要です。

「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」としては、治水機能の確保のための基本データの収集を行うとともに、河川区域における利用や環境にかかる変状の発見、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などが必要となります。

「管理水準を維持するために実施すべき対策」としては、除草等の維持管理作業をはじめ、維持管理目標を満足するために実施すべき対策、河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応が必要となります。

「快適な利用の提供」としては、河川利用者の安全確保点検などの河川区域における利用や環境にかかる変状の発見や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、安全管理などが必要となります。

3.1.4 新たな視点での管理戦略

レクリエーション利用や自然環境を保全し親しむことなど、河川敷を中心として荒川の持つ広大な空間を利用する人々は、下流部だけで年間約 1600 万人と言われています。

河川は、河川区域全体を河川管理者が管理し、その中の一部を河川法に基づき河川管理者以外の者が占有使用することができます。また、占有区域以外は、河川管理に支障が生じない限り、原則、自由使用となります。

堤防天端や河川敷を利用して整備された緊急用河川敷道路は、河川管理者により河川管理施設として整備された施設で、サイクリング、マラソン、散策、水辺の自然地や公園緑地等へのアクセスなど多くの人々に利用されています。一方、利用者の増加により、利用内容や占有施設の枠を超えて使用の方法をコントロールすることが必要です。

また、水面あるいは水辺の自然地については、自由使用が基本となりますが、利用者が多くなると、自然地としての生態系の保全や安全面での対策が必要となります。

このように、河川区域内で、多くの人々による様々な利用が生じると、水面・水辺の自然地・河川敷の占用地・非占用地・緊急用河川敷道路それぞれの特徴に応じて従来の河川管理者・自治体・占有者・利用者の枠を超え、各関係者が連携し、協働して維持管理する仕組みが不可欠となります。これからは、水辺の自然地および河川占用地と周辺の環境の調整が維持管理上の大きな課題となると考えられ、総合的な見地に立った管理戦略の導入を検討する必要があります。

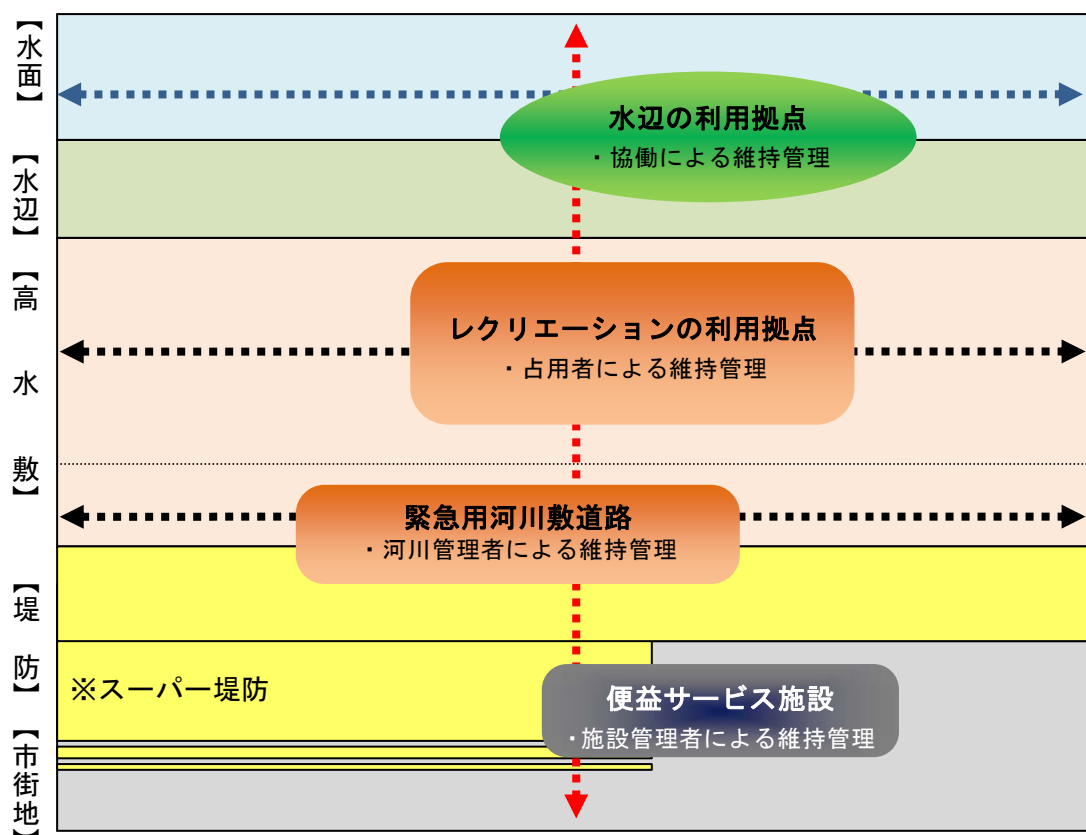


図 16 土地の利用形態と管理・運営の連携

3.2 行政と区民の役割

荒川は国の直轄管理河川であるため、国土交通省による河川管理が基本になります。荒川の持つ広大な河川敷は、地元自治体である北区が占有使用しており、その利用や環境管理を区が担っていることから、国と区の協力・連携体制が不可欠となります。

区民は治水・利水・親水といった行政サービスを享受しつつ、かつ、公共空間である荒川河川敷を利用する上ではモラルある適切な利用に努めることが大切です。

国・区・区民がそれぞれの立場で担う役割がある一方で、「荒川将来像計画 1996」に基づき、行政と区民が協働して荒川を守り育てる活動を推進するためには、互いの役割を確認し、継続的かつ効果的・効率的に進めることができる「仕組みづくり」が必要となります。

3.2.1 国土交通省（河川管理者）が行う維持管理

国土交通省は河川管理者として、荒川下流部全体を見渡した視点から治水安全性の確保、利水、河川環境の保全のため、以下の取り組みを行っていきます。

- ・河川の状態を把握するため、基礎データの定期的な蓄積として必要な測量、河道状況の把握、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などを行います。
- ・維持管理水準を維持するために実施するべき対策としては、堤防除草、高水敷除草や集草等の維持管理作業をはじめ、河川構造物・施設等の修繕、地震や災害等の対応のためのソフト的項目及び対応に取り組んでいきます。
- ・快適な利用の提供としては、護岸、坂路、散策路、などの施設に対する安全確保点検や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などを図ります。

3.2.2 北区が行う管理・運営

北区は、河川敷を利用する区民への行政サービスや、区全体のまちづくり及び環境保全の一環としての視点から、公園緑地やグラウンド等として占有し、以下の取り組みを行っていきます。

- ・河川管理者と連携し、河川全体の環境保全に努めます。
- ・公園緑地やグラウンドは、草花や樹木の適正管理、トイレ、ベンチ、バーベキューサイトなど施設の維持管理、ゴミ収集・処理などを行い良好な利用環境を保ちます。
- ・自然地は、前記した公園緑地整備、運用の枠を超える管理・運営にかかる大きな部分をボランティア団体等と連携して行い、安全管理の徹底、草刈りや樹木伐採等の日常管理のほか、ワンド内の堰や木橋等の施設の修繕を行います。

3.2.3 区民と行政の協働による管理・運営

国土交通省荒川下流河川事務所では、より良い荒川づくりのためには、地域と国、市民と行政が連携して、社会情勢の変化や地域のニーズに的確に対応していくことが重要と考え、地域・市民が連携した荒川づくりを推進しています。

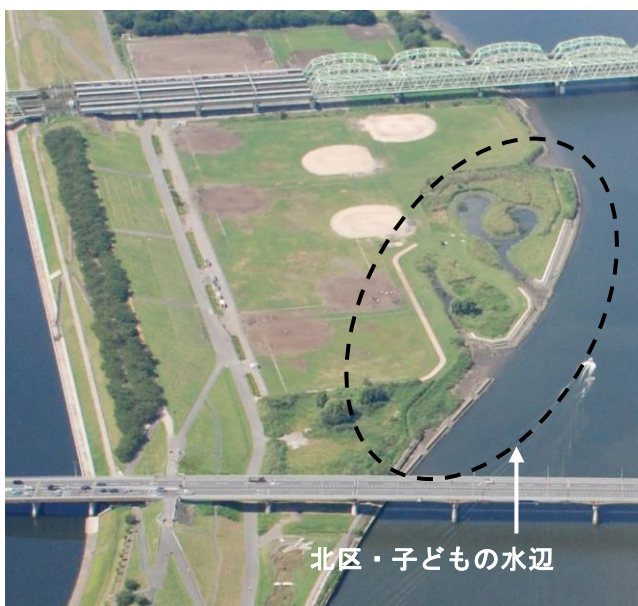
また、北区では、「区民とともに」を区の施策を進めるうえでの基本姿勢としており、まちづくりの主役である区民が主体的に区政に参画する仕組みを整えています。

このようなことから、荒川河川敷においても区民との協働による様々な活動を推進しており、今後も継続して取り組んでいきます。以下に、区民と行政の協働活動の事例を紹介します。

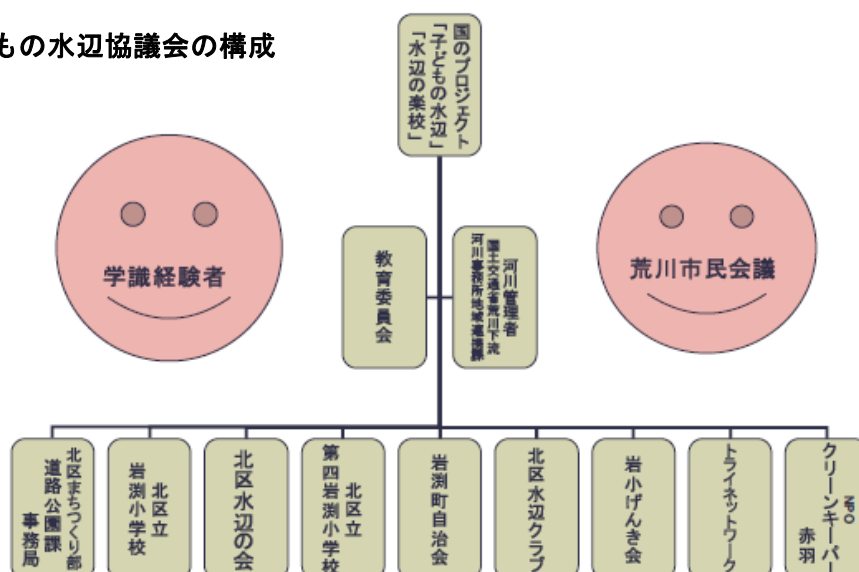
【事例紹介①】北区・子どもの水辺協議会

JR 荒川鉄橋と新荒川大橋の間にワンド（池）のある自然地「北区・子どもの水辺」が整備されています。魚類の産卵場所となることで自然環境の保全と併せ、子どもたちの自然体験・自然学習の場として利用されています。（P. 14, 21, 24, 25 参照）

また、国土交通省、北区、北区教育委員会、市民団体等からなる「北区・子どもの水辺協議会」を設立し、協働による管理・運営を行っており、



北区・子どもの水辺協議会の構成



平成 19 年には、「水辺の楽校プロジェクト」^{注 5}に登録され、学校授業サポートや定例の自然観察会等の活動を通して、良好な生態系の保持と多世代に渡る人々の自然環境学習の場として利用されています。

「北区・子どもの水辺協議会」では、隔月で「協議会」と「運営委員会」を開催し、活動の企画・運営や、施設内の維持管理等を協議しています。他の緑地公園にはない特色を備えていることから、管理・運営に以下の基本原則を踏まえて行っています。

北区・子どもの水辺 管理・運営に関する基本原則（運営委員会提案）

① 水辺の自然地保全の原則

潮の満引きや洪水などにより時々刻々とその様相を変える変動的な自然生態系を大きな特徴とする最も生命相の豊かな場所である。このような水辺の自然地の特徴を最大限に尊重しつつ見守り、育て活用することを基本とする。

② パートナースhipによる維持運営の原則

区民を主体とした日常的な観察に基づく維持管理、区による市民活動への支援及び、河川管理者の構造物管理など、各々のパートナースhipに基づいて一体的かつ連携した管理・維持運営を基本とする。

③ 自由使用と自己責任の原則

水辺の最も豊かな自然地は、自由に使用できるよう開放することが基本であるが、反面、多くの危険もひそんでいる。このために水辺の安全性について、常に注意喚起することが必要となる。ただし、刻々と変化する中での安全性は最終的には、使用者が自らの責任において確保することを原則とする。

活動の 一コマ



小学校の生物調査



底泥排出作業「かいぼり」

注 5 水辺の楽校プロジェクト：学校の週 5 日制完全施行や「総合的な学習の時間」が本格実施などを背景に、環境学習や自然体験活動のフィールドとして、自然環境が豊かな川（水辺）での活動を、安全かつ充実したものとするために国土交通省が推進しているプロジェクト。国はサポートセンターを通じて運営主体（官民協働の協議会設置が条件）に総合的な支援を行う。

【事例紹介②】 荒川クリーンエイド

荒川下流部の様々なゴミ問題は、地域共有の問題と考え、河川管理者・自治体・住民が共同で取り組んでいこうと、平成12年9月「荒川下流部ゴミ対策アクションプラン」が策定されました。このアクションプランは、6つのプランで構成されており、その一つに荒川クリーンエイドの実施を掲げています。

荒川クリーンエイドは、特定非営利活動法人荒川クリーンエイドフォーラムが「ゴミ拾いを通じて自然豊かできれいな荒川を取り戻そう」と、平成6年から毎年行っている一斉清掃活動で、自治体の北区として実施する荒川クリーンエイドは、毎年10月に開催しており、地域の町会・自治会、清掃活動を目的とするNPO団体などに広く呼び掛け、たいへん多くの方が参加しています。

また、北区・子どもの水辺協議会（P.34参照）のメンバーである「北区水辺の会」「北区水辺クラブ」等の市民団体、ボーイスカウト、日頃から荒川河川敷を利用している少年野球チームなどの団体が実施主体として荒川クリーンエイドに参画しています。



荒川クリーンエイド

【事例紹介③】 荒川下流河川敷利用ルール

国土交通省荒川下流河川事務所と沿川自治体等が、荒川河川敷の安全・快適な利用を促すために平成22年4月1日より利用ルールの運用を開始しました。その適用範囲は河口から笹目橋の約30km区間となっています。

荒川下流河川敷利用ルール

- ① 自転車はいつでも止まれるスピードで走行すること。（目安として時速20 km 以下）
 - ② ゴルフの練習は行わないこと。（素振りを含む）
 - ③ 22時以降は音の出る花火はしないこと。
 - ④ 他の者に迷惑をかける騒音は出さないこと。
 - ⑤ ラジコン飛行機は飛ばさないこと。（ヘリコプターを含む）
 - ⑥ 犬のリードは離さない・フンの放置はしないこと。
 - ⑦ ゴミの不法投棄はしないこと。
 - ⑧ バーベキュー・たき火等の火気を使用しないこと。
 - ⑨ 自動車及びオートバイ等は河川敷道路等への進入はしないこと。（許可車両を除く）
- ただし、上記9項目のほか明らかに他の利用者に迷惑を及ぼすと認められる行為についても禁止します。

3.2.4 管理・運営の役割分担

管理・運営について、河川管理者（国土交通省）、占用者（北区）及び利用者（区民）それぞれの役割分担を、河川空間の利用状況に応じた区分すると概ね下表にまとめることができます。

なお、下表ですべての項目を網羅している訳ではありません。よって、主体として○印を記した箇所についても、互いの連携が必要な場合、臨機応変にそれぞれの立場から協力することが肝要です。

管理・運営の手法 ※治水のための管理項目	河川管理者 (国土交通省)	占用者 (北区)	利用者 (区民)
河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等			
○基本データ収集（測量）			
縦横断測量、平面測量（航空写真測量）、斜め写真撮影※	○		
○基本データ収集（河道状況把握）			
生き物の情報収集（鳥類の繁殖場調査、魚類・植物・両生類・爬虫類・哺乳類・陸上昆虫類調査、河川環境情報図の更新）	○		○
河川空間利用実態調査	○		
河川空間評価「川の通信簿」（国交省事業）の実施	○		○
外来種対策	○	○	○
水面利用の監視※	○		
○基本データ収集（水文調査）			
水位・水質観測※	○		
○河川区域等における不法行為の発見			
ホームレス等の不法行為・不法占用・不法工作物の監視※	○	○	
○日常的な河道・堤防等の巡視・点検・モニタリング			
日常的な河川巡視、堤防・護岸等の変状箇所における継続的モニタリング※	○		
維持管理水準を維持するために実施すべき対策			
○河川敷の清掃管理			
クリーンエイドの実施、ごみ・廃棄物の投棄監視、種類の集計	○	○	○
河川区域内の占用施設のごみ処理、清掃		○	○
○河川敷の植物管理			
高水敷の占用施設の除草・除草後の集草		○	
○河川敷の施設管理			
トイレ、ベンチ、園路、運動施設等の施設点検・修繕		○	
バリアフリー対策の実施	○	○	
連携による池・ワンド・ビオトープ、園地の管理（植物管理）	○	○	○
○維持管理目標を満足するために実施すべき対策			
河川構造物の修繕※	○		
○河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応			
住民（水防団）、自治体、国の連携した出水前・出水時の対応※	○	○	○
渇水時・水質事故時の対応※	○		
地震時の対応（緊急用河川敷道路、緊急用船着場の運用実施内容・方法、河川敷に避難した住民対応、津波情報発令時の河川管理者対応）	○	○	
その他（火災、テロ等の発生後、情報提供後の対応）	○	○	
快適な利用の提供			
○河川利用施設及び許可工作物の維持の確認			
河川利用者の安全確保点検（護岸、坂路、散策路、手すり、天端道路）	○	○	
○河川区域等における快適な利用			
利用情報（意向調査、苦情・要望、モニター等）の収集・提供	○	○	○
イベント、プログラムの実施（水辺の楽校等での自然観察会等）	○	○	○
防災施設の平常時利用（リバーステーション、緊急用河川敷道路等の活用）	○	○	
バーベキューサイトやグラウンドの適正利用		○	
○利用指導			
荒川下流河川敷利用ルールの適正運用、周知	○	○	

表 4 管理・運営のかかわり

4. 地区別計画の実現に向けて

4.1 推進の仕組み

地区別計画は概ね 10 年後の荒川の姿を示すものであり、その実現には、「北区荒川市民会議」や「荒川の将来を考える協議会」において、計画の評価システム（PDCA サイクル）を導入し、計画を確認し議論を重ねながら推進することとします。

その結果、地区別計画の内容に変更の必要性が生じた場合は、課題等の分析を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

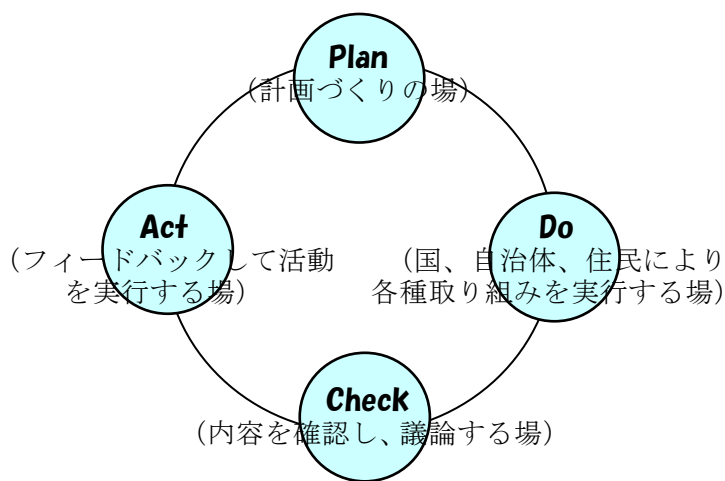


図 17 PDCA サイクルによる地区別計画の推進

4.2 周知の方法

区民と行政の連携のもと「川づくり」を推進するためには、行動指針である地区別計画を広く周知していく必要があります。このため、必要に応じて説明会の開催、策定段階でのパブリックコメントやタウンミーティング等での議題提供、荒川知水資料館での閲覧（公開）、区ホームページでの公開（ダウンロード）による周知を行います。

4.3 変更のプロセス

地区別計画の策定後、変更の必要性が認められる場合は、荒川市民会議等の地域住民の意見聴取を行いながら素案を作成し、河川管理者や隣接する板橋区・足立区等と調整の上で、「荒川の将来を考える協議会」で承認を得た後、変更することとします。

荒川将来像計画 2010 地区別計画〔北区〕

平成 25 年（2013 年）3 月

【監 修】荒川の将来を考える協議会

協議会事務局

〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22

北区 まちづくり部 道路公園課

電話 03-3908-9275

〒115-0042 東京都北区志茂 5-41-1

国土交通省 荒川下流河川事務所 調査課

電話 03-3902-2311（代表）

刊行物登録番号
